

高江 ヘリパッド建設

防衛局仮処分を問う



加藤 裕

い。民事訴訟手続きで通行妨害禁止を求めるには、ひとりひとりの過去の「妨害行為」を、いつ、どこで、どうしたのかについて、証拠を挙げて明らかにする必要がある。しかし、国の申立書はあまりに杜撰で、正直驚きを禁じ得なかった。

米軍ヘリパッド建設を強行するために、国が反対住民を相手取って通行妨害禁止仮処分を裁判所に申し立てるなどという暴挙は、まさに前代未聞である。前代未聞なのは申し立てたという事実だけではなく、真剣に民事

手続きによって妨害排除を実現しようとしている申立とは到底思えない代物である。このため、第一回審尋でも裁判長からこれらの不備が指摘され、国は申立の補充の準備を余儀なくされている状況である。

こまで無理をして申立をしたのだらうか。裁判所の執行手続きによる通行妨害排除の効果が乏しいことは最初から分かっているのだから、あり得る目的は、裁判所の「お墨付き」という権威づけを県民の声の封殺手段にすることだけである。

「通行妨害」と言うのが、証拠写真を見ても、単に現場で住民と防衛局職員が話し合っているだけであるなど、住民らがどう「妨害」したのかまったく分からない。また、申し立てられたわずか十五名(一名については取り下げ)の中にさえ、現場での運動に参加したことがない者、別人と誤認されている者、すでに県外に転出している者などが含まれている。真剣に民事

このことは、家族ぐるみで訴えられている住民が複数いることから明らかである。例えば、夫が反対運動に参加している家庭で、何の証拠もないのに妻まで「妨害者」にされるなどがある。国にたてつく家族ぐるみで容赦しないぞ、というのが、国からのメッセージである。小さな集落にこのような脅しが向けられたのだ。ヤクザと同じではないか。

この日本、特に沖縄でも市民が政治を動かしてきた歴史があるのだ。軍隊は地域の支持を失えば存続できない。米軍が圧倒的な軍事的勝利を収めたはずのイラクでの事態も、そのことを証明している。

杜撰な申立書で言論封殺 市民の力 再認識を



沖縄防衛局の仮処分申し立ての取り下げを求めて記者会見する東村高江の住民ら＝2008年12月25日、県庁記者クラブ

そして、仮にこの手続きによって一定の命令が得られたとしても、民事手続き上は、その命令の相手方に対する法的効果は少なく、別人による座り込みを止めさせることはできない。それなのに、なぜ国はこ

国家権力は国民に負託されたもので、国民の権利を擁護することが義務なのだから、権力の行使は抑制的でなくてはならない。反対運動があるのであればまず粘り強く住民らの合意を探るのが本来の政府の姿である。しかし、現政府にはかかる自制などない。

このような政府の暴挙に對して、果たして高江のたかいは勝利することができるのだろうか。 大多数の沖縄県民が本音では米軍基地の県内移設に反対でありながら、「国に勝てるわけがないから条件闘争を」との声も根強い。しかし、米兵の少女乱暴事件後の県民大会のとき、誰

(弁護士)